

処方・調剤・保険請求の Q&A 日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いま一つ納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は65頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1 情報提供料の算定の仕方について教えてください。薬剤情報提供料や長期投薬情報提供料などを算定した場合には、その旨を薬歴などに記載することとされています。これらの点数を算定する場合には、薬剤服用歴管理・指導料を算定していなければならないのでしょうか。
(匿名希望)

A1 薬剤情報提供料や長期投薬情報提供料などは、薬剤服用歴管理・指導料の算定の有無とは関係なく算定することができます。

調剤報酬点数表の算定要件(厚生労働省保険局医療課長通知)において、薬剤情報提供料(1および2)の算定に当たっては、「その旨を薬剤服用歴等に記録する」と明記されています(表)。

また、長期投薬情報提供料1の算定に当たっては、患者

Q
&
A

表 各種情報提供料における薬歴に関する規定(抜粋)

【薬剤情報提供料1】

(10) 薬剤情報提供料1を算定する場合は、その旨を薬剤服用歴等に記録する。

【薬剤情報提供料2】

(7) 薬剤情報提供料2を算定する場合は、その旨を薬剤服用歴等に記録する。

【長期投薬情報提供料1】

イ 当該同意文書は、薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存し、当該同意文書の写しを患者又はその家族等に交付すること。

ウ 「重要な情報」とは、処方せん受付時に提供した薬剤情報以外の情報で新たに知り得た情報であって、当該患者の薬剤服用歴に基づき、服薬中の患者に重大な影響を与えらると思われる事項のことであり、以下のような情報が掲げられる。

- ①医薬品緊急安全性情報
- ②医薬品等安全性情報

オ 患者の服薬期間中に新たに情報提供した事項については、薬剤服用歴等の記録に記載する。

用歴等の記録に記載する。

【長期投薬情報提供料2】

オ 患者の服薬期間中及び処方せん受付時に確認した患者の服薬状況等及び指導事項については、薬剤服用歴等の記録に記載する。

【服薬情報提供料】

(2) 服薬情報提供料は、次の場合において患者の同意を得て、現に患者が受診している保険医療機関に対して、当該患者の服薬状況について文書により提供したときに算定する。

ア 処方せん発行保険医療機関から情報提供の求めがあった場合
イ 長期投薬中の患者等について、薬剤服用歴に基づき保険薬局が患者の服薬に関する情報提供の必要性を認めた場合

(4) 情報提供に当たっては、別紙様式1又はこれに準ずる様式の文書に必要事項を記載し、患者が現に診療を受けている保険医療機関に交付し、当該文書の写しを薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存しておく。

(2004年2月27日保医発第0227001号、厚生労働省保険局医療課長通知より)

から得た同意文書を「薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存」とともに、服薬期間中に新たに情報提供した事項を「薬剤服用歴等の記録に記載する」とされており、長期投薬情報提供料2の算定に当たっても、服薬期間中および処方せん受付時に確認した服薬状況・指導事項を「薬剤服用歴等の記録に記載する」と明記されています。

しかし、薬剤情報提供料や長期投薬情報提供料などの各種情報提供料は、薬剤服用歴管理・指導料の加算ではなく、それぞれ独立した点数として設けられています。それぞれの算定要件で明記されている「薬剤服用歴等に記録する」という意味は、必ずしも調剤報酬点数表における薬剤服用歴管理・指導料を算定していなければならないということではありません。

薬剤服用歴管理・指導料を算定していなくても、患者ごとに薬剤服用歴の記録(薬歴)を作成しているケースはあるでしょうし、そもそも薬剤服用歴管理・指導料は、所定の算定要件を満たした場合に限り算定できるものです。きちんと薬歴がある場合でも、算定要件を満たしていないという理由から、結果的に薬剤服用歴管理・指導料を算定しなかったというケースは十分あり得るものと考えられます。また、算定した旨を記録することについては、「薬剤服用歴等」とされているのであって、必ずしも薬歴に記録しておかなければならないということではありません。

したがって、薬剤情報提供料や長期投薬情報提供料などの独立した各種情報提供料については、薬剤服用歴管理・指導料には関係なく、算定することができます。

Q2 次のような処方の場合、調剤料は何点として算定すべきでしょうか。

①のみが処方されていた場合には、交互服用となりますが、7日間ノルバスクを服用することになるので、朝夕食後の1剤(35点)として算定して良いのでしょうか。また、①に加えて②が処方されていた場合には、2剤(70点)として計算しても良いのでしょうか。もしくは、朝夕食後の1剤として計算しなければならないのでしょうか。

①	ノルバスク錠5mg	2錠	1日2回(朝夕食後)	4日分	※非透析日
	ノルバスク錠5mg	1錠	1日1回(夕食後)	3日分	※透析日
②	ディオバン錠80mg	2錠	1日2回(朝夕食後)	7日分	

(埼玉県 匿名希望)

A2 ①のみが処方されていた場合には1剤(35点)として、①と②が一緒に処方されていた場合には2剤(35点×2)として計算するものと解釈します。

内服薬の調剤料は、同一の服用時点ごとに1剤として日数分に応じた点数を計算しますが、調剤報酬点数表の解釈通知では、図のように特殊なケースまで具体的に明記されているわけではありません。

①については、朝夕食後(非透析日)と朝食後(透析日)で服用時点が異なりますが、患者にとっては、7日間を通して同じ医薬品(ノルバスク錠)を服用していることとなりますので、このようなケースについては、特例的な1剤(7日分、35点)とみなして算定するものと考えます。

また、①に加えて②が同時に処方されていたような場合には、①と②で同一の服用時点(朝夕食後)の部分があることから、1剤としてまとめなければならないと考えるかもしれませんが、①だけで特例的な1剤としてみなすことから、このようなケースについては、①と②でそれぞれ1剤(各7日分、35点×2剤)として算定できるものと考えます。

